

令和7年度 第1回 屋久島町廃棄物減量等推進審議会
会 議 要 旨

1 日 時 : 令和7年8月28日(木) 13:30~15:00

場 所 : 屋久島町役場 議会棟 委員会室2

出席者 : 1号委員 町議会議員 緒方 健太 内田 正喜
2号委員 区長連絡協議会 尾田 賢志 泊 俊一郎
商工会 橋 誠也
観光協会 米田 貴志
女性団体連絡協議会 寺田 エチ子
老人クラブ連合会 神宮司 純男
3号委員 廃棄物関連事業者 (任命無)
4号委員 町長が認める者 畠 幸江 日高 ユカリ 泊 竜二

- 2 要 旨 : 1 本審議会の会長・副会長について
○事務局案により、商工会橋氏を会長・区長連絡協議会尾田氏を副会長で承認
2 家庭用廃油の今後の取り扱いについて
○令和8年度より、廃油のみを収集するのではなく、燃えるゴミとして収集を行い、新設される、焼却施設で処理することを承認

3 議事録 (諮問事項) 家庭用廃油の今後の取り扱いについて
(諮問趣旨)

本町では家庭から排出される廃油をごみステーション等で回収し、リサイクル業者に販売してるが、収入金額に対し、回収・輸送コストが上回る状況にある。回収を開始した当初(平成11年)は軽油の代替燃料であるBDFとして製造し、マイクロバスや公用車の燃料として使用してたが、車両の故障や排気の臭い等の問題が生じたため、車両の更新は行われず、現在BDFを燃料とする車両の所有はない。

また、平成23年に装置の更新を行ったものの、導入から10年以上経過し使用が出来ない状況であり、BDFの需要も無いことから修理の予定もない。

以上のことを踏まえ、令和8年度から家庭廃油の回収を今後も継続するかについてご議論をいただきたく、貴審議会にご審議をお願いするものです。

議長 | それでは、家庭用廃油の今後の取扱いについて協議したいと思います。
事務局 | 事務局から内容の説明をお願いします。

令和6年度収支状況の説明

収入

- ・鹿児島市のカワサキ産業へドラム缶で販売。
- ・販売額 : 203,750円(ドラム缶1缶=2,500円、内容量が満タンでない場合もあり)。

支出

- ・ロータリータンク購入(南部ごみステーション設置用、老朽化対応) : 176,000円
- ・ドラム缶運搬費 : 153,230円
- ・廃油回収人件費(不快害虫対策職員が月2回程度対応) : 217,188円

・支出合計：590,418円

→ 収入を大きく上回り、毎年赤字。

現状の問題点

・ロータリータンク購入は例外的だが、運搬費・ドラム缶購入は毎年発生し、恒常的に赤字。

・南部は各ごみステーションにタンク設置、北部は公民館等で拠点回収。チェック作業に時間がかかっている。

・販売先での廃油の用途は不明（BDF 燃料や材料利用と推測されるが確認なし）。

・本町では BDF 精製機は停止中、再開予定なし。

総論

収支的メリットは乏しく、廃油回収を今後も続ける必要性に疑問あり。

議長

令和 8 年度以降、この廃油の回収、業務というのを行っていくかというのをちょっと議論していただければと思っております。

回収を継続するかどうかと、あと、今の説明について何か、質問等ありましたらお願いします。

委員

回収しないという選択肢があるんでしょうか？回収しなくなった場合には、油を布やキッチンペーパー若しくは、市販の凝固剤を使って、燃えるごみとして出していただくことになるのではないのでしょうか。回収を止めるのではなくて、排出の方法を変えるということですね。もちろん私としては、出した先の処理方法はしっかり行政で考えていくべきと思います。

事務局

説明が紛らわしかったです。家庭用のごみ（廃油）が出せなくなるというわけではなくて、リサイクル使用するために、廃油だけを回収するのか、それとも、燃えるゴミとして回収するのかという話になります。

委員

高齢者がこの変更を理解していただけるのかが心配です。それぞれの集落での説明も必要になってくるのではないのでしょうか。

事務局

各家庭の捨て方が変わるということで、住民周知を十分する必要があるかなと思っています。住民周知の方法は、広報誌等の活用など別途検討していきたいと思っています。

この外、廃油の量から推察しているところですが、飲食店や総菜屋の多い場所では、廃油が溜まるのが早いところもあります。一般廃棄物と産業廃棄物の違いで説明があったように、事業所からの廃油は、産業廃棄物になるので、排出者自らが処分をしないといけないところを、ロータリータンクに廃棄して一般廃棄物として、町が処分している可能性があることを知らしめることも伝えたいところです。

委員

一般家庭で油を毎日のように使うことはないので、廃油の量はあまり発生しない。家庭によっては、ペットボトル等に廃油を溜めていると思うが、そのまま燃えるゴミとして出すことは可能なのか。

事務局

液体物を燃えるゴミとして収集していない（液体のまま収集すると、収集車に詰める際に破裂させてしまい飛散する可能性がある）ので、何かしらに吸わせるか凝固させて排出してもらいたい。

委員

近年、夏場の気温が高温になっている。廃油を燃えるゴミに出して発火するなどのリスクはないのか。

事務局 たばこの燃えカス等の外的要因がなければ、廃油単体で発火の恐れはない（家庭用食用油の発火点は 300℃を超えることが多い）。

委員 現状のリサイクル事業者に販売は、取扱量が増えたとしても赤字になるのか。

事務局 回収用ドラム缶と運搬費だけでとんとんといった感じ。人件費や容器代を加算すると赤字になる。量が増えたとしても赤字になる見込みと算定している。

委員 収集された一般廃棄物で利益を生むことは難しいことと理解しているし、適正な処理をお願いしたい。それに必要コストがかかるとも思っている。

事務局 ただ、なぜ今回は、廃油がテーマになったのか。意図は何か。

事務局 本町の一般ごみは、収集運搬許可を得た事業所に委託しているが、廃油だけは、前述のとおり不快害虫駆除の職員が、業務の合間に別途回収してもらっている現状がある。廃油に限らず、他の収集物でも赤字になっているのも事実である。

議長 他方で新しいゴミ処理施設が 11 月から稼動する予定あり、廃油を燃やすことも可能であることから、まずは、廃油を取り掛かりの 1 つとして捉えている。

議長 外に質問がなければ、採決になります。

事務局 採決の前に事務局に確認しますが、これから採決をした結果が、即、町民への決定事項となるのでしょうか。

事務局 いえ、違います。

議長 行政権の執行権者は、選挙で選ばれた町長になります。

事務局 この場は、あくまでも、町長から諮問されたことについて、協議をして、その方向性を審議会の意見として、町長に対して答申をします。

議長 町長は、その答申書を参考にして、判断をすることになります。

議長 わかりました。

事務局 それでは、この審議会としての方向性を決めるために、採決したいと思います。

委員 「家庭用廃油は、令和 8 年度より、廃油のみを収集するのではなく、燃えるゴミとして収集を行い、新設される、焼却施設で処理する」ことに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 挙手多数

議長 挙手多数を認め、本審議会の方向性としては、このようにしたいと思います。

委員 なお、答申案については、事務局で作成したものを次回の審議会で、お諮りすることよろしかったでしょうか。

委員 異議なし

議長 以上で協議を終了したいと思います。